

2023年1月27日

会員各位

一般社団法人全日本ホテル連盟
会長 清水嗣能

コンプライアンス遵守の取組み再徹底について

平素より当連盟の活動についてご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当連盟は、他の宿泊団体と共に、令和4年12月12日観光庁より、「宿泊事業者によるコンプライアンス遵守の再徹底について」と題し、要旨として「今般、雇用調整助成金に関して不適切な給付金受給事案が新たに発覚し、度重なる不正受給事案の発生については、宿泊団体の再発防止の取組方策の内容が不十分であると思慮される。雇用調整助成金については、新型コロナウイルス感染症の影響が深刻な観光関連事業者、交通関連事業者等の事業継続と雇用維持のために重要な支援策であって、国民の税金を活用したものであり、その不正受給は断じて許されることではありません。よって、各宿泊団体のこれまでの再発防止の取組方策の内容を検証した上で、改めて、再発防止の取組の強化策とその実施予定について、令和5年1月16日までに報告していただきたい」との事務連絡を受領しました。

当連盟の会員ホテルでない宿泊事業者の不正により、観光業界全体のイメージを棄損していることに甚だ憤りを感じるところであります。

つきましては、観光庁からの事務連絡を踏まえ、当連盟は、引き続き会員各位に対してコンプライアンス遵守の呼びかけを行うとともに、雇用調整助成金の不正受給などの不適切な給付金受給事案の発生防止の再徹底のため、下記のとおり対応することとしますので、社内でのコンプライアンス遵守の再徹底についてのご対応をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金に関わる不正受給事案が宿泊業（旅館）で発生したことを会員に伝え、同種事案の発生防止の徹底を呼びかける。
2. 令和4年1月に公表した「宿泊業界におけるコンプライアンスへの取り組みの手引き」（暫定版）について、全旅連及び日本旅館協会と連携して見直し、再度発出するとともに、会員が同手引きに基づく取組を実践するように促進・フォローする。
3. 令和4年2月に実施した「全日本ホテル連盟会員としての行動規範（コンプライアンス・コード）の再確認と構築」の研修資料の再周知を行い、社内でも再徹底をするよう会員に呼びかける。
4. 本年2月に当連盟研修委員会が実施する「ホテル経営者セミナー」において、コンプライアンス遵守の取組周知の時間を設け、コンプライアンス経営の重要性についての理解促進を図る。

以上